

令和2年度

熱海市健全化判断比率等  
審 査 意 見 書

熱海市監査委員

熱 監 第 13 号

令和 3 年 10 月 25 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 杉 山 利 勝

令和 2 年度熱海市健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率（初島漁業集落排水処理事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり審査意見書を提出します。

## 第1 審査の基準

熱海市監査基準（令和2年熱海市監査委員告示第1号）に準拠

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

## 第3 審査の対象

### （1）令和2年度健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

### （2）令和2年度資金不足比率

令和2年度 熱海市初島漁業集落排水処理事業特別会計

## 第4 審査の期間

令和3年9月9日から同年10月25日まで

## 第5 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、市長から審査に付された令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを主眼とし、各種決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員からの説明を聴取した。

## 第6 審査の結果

審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確に算定されているものと認めた。

## 第7 各種比率の状況及び意見

### (1) 健全化判断比率について

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	—	13.30	−4.44% 実質赤字比率は算定されない。
② 連結実質赤字比率	—	—	18.30	−32.50% 連結実質赤字比率は算定されない。
③ 実質公債費比率	3.0	2.9	25.0	
④ 将来負担比率	12.5	17.0	350.0	

\*実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため「—」で表示した。

#### ① 実質赤字比率について

令和2年度は、実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

#### ② 連結実質赤字比率について

令和2年度は、連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

#### ③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は3.0%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

#### ④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は12.5%となっており、早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準350.0%を下回り基準の範囲内である。

各指標の比率は、国が示した「早期健全化基準」の範囲内であり、健全な状態にあるといえるが、楽観視せず今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

### (2) 資金不足比率について

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
初島漁業集落排水処理事業特別会計	—	20.0

\*資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないため「—」で表示した。

令和2年度初島漁業集落排水処理事業特別会に資金不足額はなく、資金不足比率は算定されなかった。引き続き健全財政の堅持に努められたい。